

ジェイティービー健康保険組合組合理事及び理事長選挙執行規程

(改正昭和37.8.28)

(健保名称変更平成13年3月14日)

(法改正平成14年法律102号による一部改定)

(令和3年6月11日一部改定)

(趣 旨)

第1条 理事及び理事長の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事の選挙日)

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人が確定後直ちに行う。ただし、特別の事情がある場合には、その日の後10日以内に行うことができる。

(選挙の公告)

第3条 理事会は、選挙の期日前に、投票、開票の日時及び選挙会場を定め、選挙すべき理事の数と共に理事長はこれを公告し、選挙または選定された議員が、その旨を確認することができるようにしなければならない。

2 前項の規定は、再選挙、補欠選挙及び増員選挙の場合においても同様とする。

(選挙長など)

第4条 選挙長は、理事長をもって充てる。

2 理事長に事故があるときは、規約第38条の規定により理事長の職務を行うものをもって充てる。

3 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ1人以上の選挙立会人を指名しなければならない。

4 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程第2号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。

5 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。

6 前5項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。

7 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。

(投票用紙の交付)

第5条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

(投票)

第6条 選挙人は、選挙会場において投票用紙に自ら被選挙人（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者）1名（ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数）の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(郵便による投票)

第7条 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙、及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人1人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名し、且つ投票在中の旨を明記して開票する時刻までに到着するように、選挙長に送付しなければならない。

2 投票用紙及び郵便をもって投票に用いる投票用封筒は、組合会議員選挙執行規程第20条の2及び第24条の2項に準じて作成するものとする。

(投票の点検)

第8条 投票が終わったときは、選挙長は直ちに選挙立会人とともに、投票を点検しなければならない。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当たっては、第10条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. 補欠選挙または増員選挙並びに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。
3. 1投票中に2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
4. 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
5. 互選人でない者の氏名を記載したもの。
6. 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場の地位、住所または敬称の類を記入したものはこの限りでない。
7. 開票時刻後における投票または郵便による投票の到着。
8. 選挙人が被選挙人の氏名を自書しないもの。

(同点者の当選人)

第11条 規約第27条の規定により当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙長が抽選で定める。

(当選の告知)

第12条 当選人が決ったときは、選挙長は直ちに当選人にその旨を告知しなければならない。

- 2 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の日から5日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。
- 3 規約第27条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。
- 4 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。

(再選挙)

第13条 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかったときは、その不足の員数について、更に選挙を行う。

(繰上補充)

第14条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権のなくなったとき、または死亡者であったときは、得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙)

第15条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができることを除くほか、理事会は選挙の期日を定めて補欠選挙を行わせなければならない。

(増員選挙)

第16条 理事の定数の増加の場合においては、理事会は選挙期日を定めて増員選挙を行わせなければならない。

(選挙録の作成)

第17条 選挙長は、選挙録を作り選挙会に関する顛末を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

- 2 前項の選挙録は、事務所において当該選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。

(理事長の選挙)

第18条 理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長選挙を行う。

- 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から、理事が選挙する。
- 3 第3条から前条までの規定は、第4条第1項及び第2項並びに第15条の規定を除き、理事長の選挙の場合にこれを準用する。

(理事及び理事長の就任)

第19条 理事及び理事長は、当選確定の日から就任する。

- 2 理事及び理事長が就任したときは直ちにその旨を公告しなければならない。

（組合会議員選挙執行規程の準用）

第20条 理事及び理事長の選挙の執行に関して、この規程に定めていない必要な事項は、組合会議員選挙執行規程を準用する。

附 則

1. この規程は、公示の日から施行する。
2. 法改正（平成14年法律102号）公布日より該当条文中「公示」を「公告」に改める。
3. 第4条の4項、5項、6項、7項、第12条の3項、4項を追加し、令和3年6月11日から適用する。
4. 第6条の文言を変更し、令和3年6月11日から適用する。